

議員提出第2号

令和4年3月18日

「あづみ野ランド」のプール施設を含めた改修と良好な維持・運営を求める意見書

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 平林 明 様

提出者

安曇野市議会 総務環境委員会

委員長 小林 陽子

宛 先

穂高広域施設組合 管理者 太田 寛

「あづみ野ランド」のプール施設を含めた改修と
良好な維持・運営を求める意見書（案）

あづみ野ランドを管理運営する穂高広域施設組合からは、平成 30 年度に実施された施設の老朽度調査の結果、躯体は強固で今後 20 年は十分耐震等に耐えうる構造であるが、浴場設備については配管及び設置機器の経年劣化が顕著であり、早急に更新や改修が必要であるとの報告を受けている。また、あづみ野ランド施設運営検討委員会からは、改修案・運営改善案が提案され、それに沿ったあづみ野ランドの改修計画が進んでいると承知している。

しかし、「現状のプールは、支出要素が多く、今後も入場者増が見込めないため廃止する」との基本方針が示されたことについては、次のような理由により再検討が必要と考える。

- 1) 施設改修の大前提：地域住民が、生き生きと健康に過ごすための福祉施設として、小規模であっても気軽に利用できる、「あづみ野ランド」のようなプールを備えた身近な施設は、かかせないものである。特に、現在、組合の 6 市町村には、通年利用できるプールとしては「あづみ野ランド」しかなく、アクアサイズ（水中運動）で健康維持やリハビリができる貴重な施設となっていることへの配慮が必要であること。
- 2) 施設運営委員会の報告書：「多くの組織市町村の住民が利用する魅力ある施設へ転換し、支出を削減するため、施設改修及び運営について、関係者への丁寧な説明を行いながら検討を進めることを強く要望いたします。」とあるにもかかわらず、地域住民や施設利用者等の関係者への意向調査や丁寧な説明は行われておらず、施設改修や今後の運営について賛同が得られていないこと。

よって、穂高広域施設組合においては、「あづみ野ランド」の改修案・運営改善案の再検討を行うことにより、プール施設を含めた施設改修と、良好な維持・運営に努めることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 4 年 月 日

安曇野市議会議員 平林 明

（提出先）穂高広域施設組合 管理者 太田 寛

議員提出第3号

令和4年3月18日

化学物質が含まれる香料による健康影響に関する調査等を求める意見書

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 平林 明 様

提出者

安曇野市議会福祉教育委員会

委員長 林 孝彦

宛 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

化学物質が含まれる香料による健康影響に関する調査等を求める意見書（案）

毎年続々と新商品が発売される柔軟仕上げ剤や消臭・除菌スプレー等「香り」ブームの中、それら香り商品によって健康を損なう人や化学物質過敏症の人が急増しています。

香料等について具体的な法的規制のない日本において、香料等によって引き起こされる様々な症状に苦しんでいる人の健康への影響を軽減することは、現段階では非常に難しい状況です。香り商品に使われる化学物質が健康に対して何らかの症状をもたらすという、発症に至る原因や仕組みは解明されていません。

しかしながら、香りによる健康への影響はタバコの受動喫煙と同様、他人が使用する香料等に暴露して健康を損なう恐れがあります。香り商品に含まれる化学物質が健康に及ぼすネガティブな影響を軽減するために、必要かつ効果的な対策を講じるには、早急な実態把握と香料等の健康影響に関する調査・研究を行うことが必要です。

よって安曇野市議会は国会及び政府に対し、社会的な解決が必要となるこのような課題に対して、症状に苦しむ人に対する支援を行うよう、下記の事項について取り組むことを要望します。

記

- 1 香料等の健康影響に関する実態調査・研究を行うこと
- 2 香料等に対する健康影響に関する国民の相談窓口を設置すること
- 3 香料成分の表示等、香料の安全性に対して、実効性ある法的規制を検討すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

(送付先)

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣・
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

安曇野市議会議長 平林 明

議員提出第4号

令和4年3月18日

私立高校への公費助成に関する意見書

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 平 林 明 様

提出者

安曇野市議会福祉教育委員会

委員長 林 孝 彦

宛 先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

長野県知事

長野県総務部長

私立高校への公費助成に関する意見書（案）

私学は独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす国からの補助金は一定の前進はみられるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度に「高等学校就学支援金」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給され、昨年度からは年収590万円未満の世帯で授業料無償化が実現しました。しかし、就学支援金の加算対象から外れてしまう年収590万円を超える世帯では、590万円未満の世帯と約30万円の学費負担の差があり、保護者の多くは公立と私学では学費の差は大きいと実感しているところであります。

多様なカリキュラムを持つ私学は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えてくれています。その夢を経済的理由で諦めさせることは、保護者の立場からしますと断腸の思いであります。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

よって、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年3月 日

（送付先）内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣

安曇野市議会議長 平林 明

私立高校への公費助成に関する意見書（案）

長野県の私立高校は、独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす県からの補助金は一定の前進はみられるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度に「高等学校就学支援金」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給され、昨年度からは年収590万円未満の世帯で授業料無償化が実現しました。しかし、就学支援金の加算対象から外れてしまう年収590万円を超える世帯では、590万円未満の世帯と約30万円の学費負担の差があり、保護者の多くは公立と私学では学費の差は大きいと実感しているところであります。

多様なカリキュラムを持つ私学は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えてくれています。その夢を経済的理由で諦めさせることは、保護者の立場からしますと断腸の思いであります。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

よって、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年3月 日

（送付先）長野県知事・長野県総務部長

安曇野市議会議長 平林 明

議員提出第5号

令和4年3月18日

安曇野市議会委員会条例の一部を改正する条例

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 平林 明 様

提出者

安曇野市議会 議会運営委員会
委員長 松枝 功

(別紙)

安曇野市議会委員会条例の一部を改正する条例

安曇野市議会委員会条例（平成17年安曇野市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号アからウまでを次のように改める。

ア 危機管理監の所管に属する事項

イ 総務部の所管に属する事項

ウ 政策部の所管に属する事項

第2条第3号イ中「商工観光部」を「商工観光スポーツ部」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。